

事業用自動車運転者の健康診断の未受診が 相互通報制度の対象に追加。

自動車運送事業者に従事する事業用自動車の運転者の労働条件の改善については、従来から、国土交通省と厚生労働省と連携した取組みがなされていますが、今般、軽井沢スキーバス事故を受けて取りまとめられた総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、事業用自動車運転者の労務・健康管理の改善を図り、健康起因による事故防止を図るため、ひいては事業用自動車の安全を確保するため、平成28年8月8日から、相互通報制度の対象に「労働安全衛生法に基づく健康診断の未受診」が追加されました。

1. 改正概要

相互通報制度における通報となる事案の追加（「自動車運送業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件改善のための指導監督の強化等について」の一部改正について）

【内容】

国土交通省による監査及び厚生労働省による監督において、過労運転等の実態を確認し、道路運送法、貨物自動車運送事業法又は労働関係法に関する重大な違反事実を確認したときは、当該事案を相互に通報することにより監査・監督の端緒とする制度があります。

今般、事業用自動車の運転者の労働条件を改善するため、この対象に、労働安全衛生法に基づく健康診断の未受診に係る事案を追加し、過労運転の防止に向け、一層、厚生労働省との連携を強化します。

なお、相互通報制度は、自動車運送事業全般を対象としています。

【参考】

運輸局等から労働基準監督機関への通報件数 (平成27年度) : 364件

運輸局等における労働基準監督機関からの通報受理件数 (平成27年度) : 786件

※ 平成18年4月1日開始相互通報制度

(1) 改善基準告示違反

(2) 最低賃金法違反

2. 施行時期

平成28年8月8日

3. 法令によって義務付けられている健康診断

(1) 雇入れ時の健康診断

雇入れの前3ヶ月以内に健康診断を受診し、その結果を証明する書類の提出を受ければ省略可能である。

(2) 定期健康診断

1年以内ごとに1回受診する。

(3) 特定業務従事者の健康診断（深夜業に従事する者）

6ヶ月以内ごとに1回受診する。

※ 深夜業とは、一般的に午後10時から午前5時までの間における業務です。

注：受診結果は保存期間5年

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821